

2022年4月21日
(第497号)

Contents

I TOPICS

最近のセミナーや論文等の情報

II Lawyer's Eye

中国投資の手続

日本弁護士 射手矢好雄

III 中国法令アップデート

公布済み法令

<憲法・行政法>

・行政賠償案件の審理における若干問題に関する規定

<会計・税務>

・小規模納税義務者に対する増値税免除等の徴収管理事項に関する国家税務総局の公告

<経済諸法>

・「中華人民共和国不正競争防止法」の適用の若干問題に関する解釈

・市場参入ネガティブリスト(2022年版)

<社会法>

・電子タバコ管理弁法

・医療機器生産監督管理弁法

・医療機器経営監督管理弁法

草案・意見募集稿等

・未成年者ネットワーク保護条例(意見募集稿)

IV 中国万感

月子センター生活感想

上海オフィス顧問 銭 一帆

I TOPICS

今後のセミナー等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただいております。

◆最近のセミナーや論文等の情報

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 12 回(中国メインランド)

日時:2022 年 2 月 24 日

「中国の最近の処罰事例から学ぶ中国当局の考え方①(対米制裁、地図・歴史問題、父権主義強化)」

講師:パートナー中川裕茂弁護士

第 13 回(中国メインランド)

日時:2022 年 3 月 16 日

「中国の最近の処罰事例から学ぶ中国当局の考え方②(独禁法、サイバー法、個人情報)」

講師:パートナー中川裕茂弁護士

第 14 回(中国メインランド)

日時:2022 年 4 月 14 日

「中国会社法の改正案からみる新時代の会社ガバナンス」

講師:パートナー横井傑弁護士

II Lawyer's Eye

日本弁護士 射手矢好雄

中国投資の手続

1 はじめに

中国では、様々な分野において法令制定のスピードが速い。そのため弊事務所はこのニュースレターを発行している。

外国資本が中国に投資する場合の手続についても、現在の方法は従来と全く異なるようになった。

「外商投資法」が2020年1月に施行され、「外商投資ネガティブリスト」の最新版(2021年版)が2022年1月に施行され(弊事務所ニュースレター494号参照)、「市場参入ネガティブリスト」の最新版(2022年版)が2022年3月に施行され(本497号参照)、「市場主体登記管理条例」とその実施細則も2022年3月に施行された(496号参照)。本稿ではこれらの法令をまとめて、中国投資手続きの最新状況を整理する。

2 外商投資法

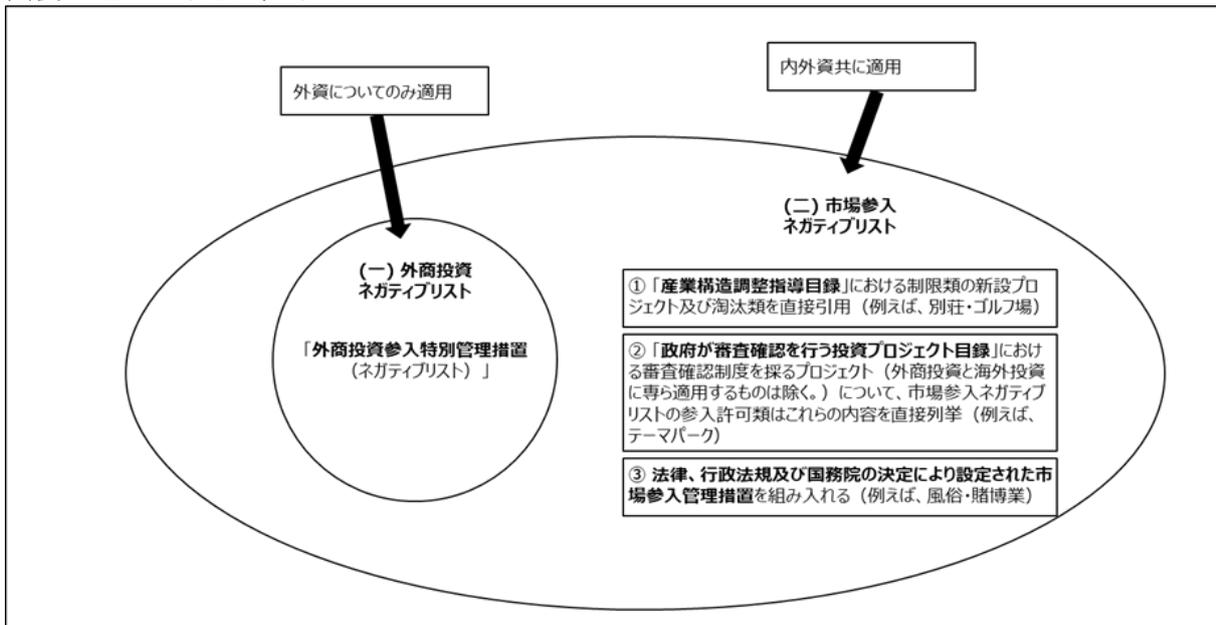
外商投資法が施行される以前(2019年12月末まで)は、外商投資企業を設立するためには中央政府の商務部または地方政府の商務部門における認可(中国語原文は[批准])または届出(原文は[備案])が必要であった。

しかしながら、2020年1月1日に「外商投資法」と「外商投資法実施条例」が施行されたことにより、商務部による認可制度や届出制度が廃止された。これにより、外商投資企業の設立手続きが以前と大きく変わった。

最も大きな変更点は、①外商投資ネガティブリストにも市場参入ネガティブリストにも該当しない場合は認可が不要となったこと(両リストについては後述する)、②その場合は、商務部門への届出も不要になり、会社設立の登記を市場監督管理部門で行えば、その情報が商務部門に転送されて、商務部門への報告が行われるようになったこと。③どちらかのネガティブリストに該当すると許可が必要だが、以前のように商務部が認可するのではなく、業界の主管部門が許可することになったことである。

3 2つのネガティブリスト

図表1 2つのネガティブリスト



出所:筆者作成

(1) 外商投資ネガティブリスト(2021年版)

外国からの投資に直接関係があるのが、「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)」[原文は、「外商投資准入特別管理措置(负面清单)」(以下、外商投資ネガティブリスト)である。最新のもは、2021年版である(2021年12月公布、2022年1月施行)。

外商投資ネガティブリストには投資を禁止する分野が記載されているし、外資の出資比率への制限も記載されている。外資が投資したい分野の多くは今でも規制がある。

図表 2 外商投資ネガティブリスト

外商投資参入特別管理措置 (ネガティブリスト) (2021年版)	
(1) 投資が 禁止 されるもの	(2) 投資が 制限 されるもの
<ul style="list-style-type: none"> ● 郵政 ● インターネットニュース ● 義務教育、宗教教育 ● 報道 ● 書籍の出版、編集 ● ラジオ、テレビ ● 映画製作など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 出版物の印刷 (中国側の持分支配) ● 航空 (中国側の持分支配) ● 電気通信 (出資比率制限) ● 就学前教育、高校、大学 (中外合作に限る) ● 医療 (合併に限る) など

2021年版外商投資ネガティブリストは、2020年版外商投資ネガティブリストと比較して、自動車産業に対する規制(2020年版の8項)と衛星テレビの受信設備等に対する規制(2020年版の9項)を撤廃した。そういう意味で、規制は徐々に緩和されてきているが、規制はなくなっていない。

(2) 市場参入ネガティブリスト(2022年版)

市場参入ネガティブリストは、国内外の投資者に適用する共通の管理措置であり、中国市場に参入する場合の統一的なコントロールである。最新のもは2022年版である(2022年3月公布、施行)。

外国資本が中国に投資をする際に、外商投資ネガティブリストだけを見てみると、落とし穴にはまる。例えば、「別荘類の不動産開発プロジェクト」や「ゴルフ場プロジェクト」は、外商投資ネガティブリストに含まれていないので、設立できそうだが、そうではない。外資はこれらのプロジェクトに投資できない。その理由は、市場参入ネガティブリストで禁止されるからである。

外国投資家が中国投資する際には、外商投資ネガティブリストのほか、市場参入ネガティブリストにも留意しなければならない。2021年版外商投資ネガティブリストは、その冒頭説明(1条)において、市場参入ネガティブリストは、外国投資家にも中国の投資家にも一律に適用されることを明確に規定した。

市場参入ネガティブリスト(2022年版)には、111項目の参入許可類が記載されている。代表的な業種として、食品(18項)、印刷(20項)、医療機器(24項)、化粧品(24項)、薬品(25項)、重要工業製品(建築用鉄筋、セメント、食品と直接接触する材料等)(33項)、旅館宿泊(54項)、電信業務(56項)、銀行・証券・保険等の金融機関(59項)、不動産開発(68項)、旅行会社(71項)、学校(89項)、医療機関(90項)などがある。これら以外にも参入許可が必要な項目が多い。要するに、個別の経営許可証がなければ、営業できない領域が非常に多い。これらの場合は、それぞれの業務を取り扱う部門から経営許可証を取得することになる。

これら以外にも、中国には「産業構造調整指導目録」[产业结构调整指导目录](中国政府として不要と考える産業のリスト)(国家発展改革委員会、2021年12月改正)と、「政府が審査確認を行う投資プロジェクト目録」

[政府核准的投資項目目録](中国政府が十分にチェックしたうえで投資を認めるプロジェクトのリスト)(國務院、2016年12月施行)もある。この二つは、市場参入ネガティブリストの中に組み込まれている。

(3) 2つのリストの関係

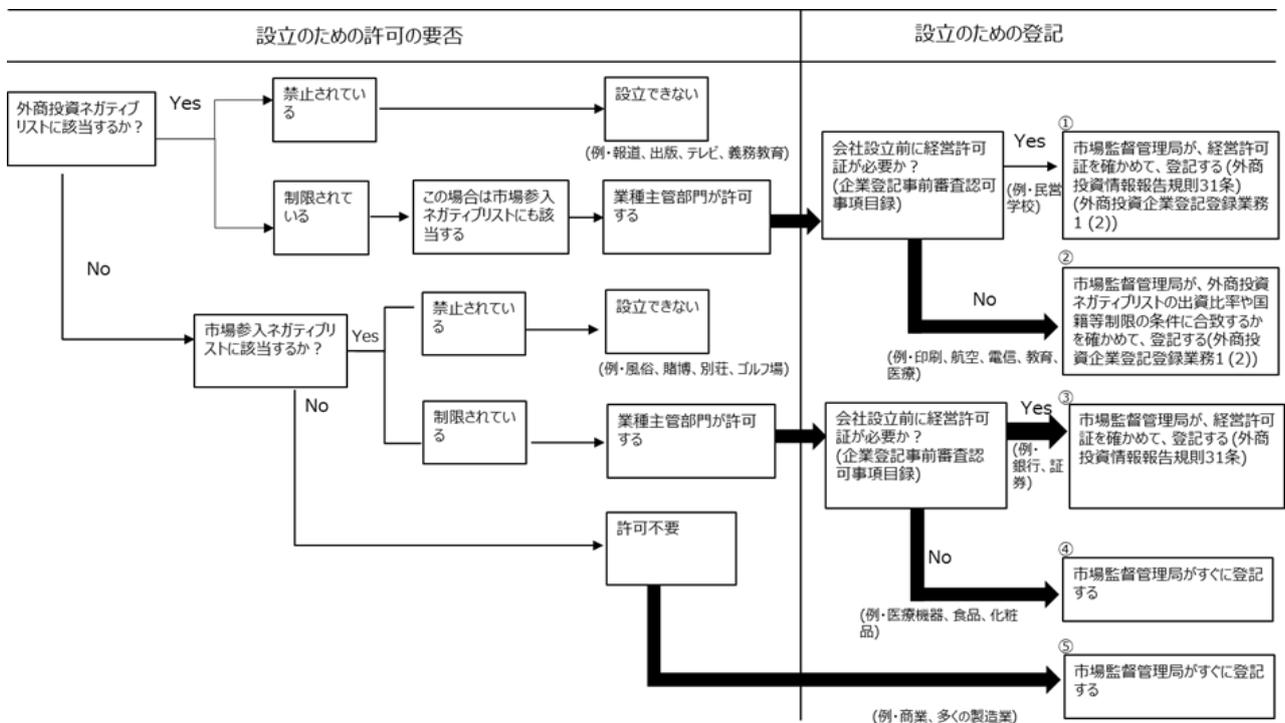
外商投資ネガティブリストと市場参入ネガティブリストは、別々のリストである。しかしながら、それぞれのリストに記載されている個別の業種を比較すると、外商投資ネガティブリストに記載されている業種はほぼすべて、市場参入ネガティブリストにも記載されていることがわかる。すなわち、外商投資ネガティブリストの業種は、市場参入ネガティブリストの業種に包含される。(厳密に言えば、表現が完全に一致しないものもある。)

よって、上記複数のリストの相関関係は上記ベン図(図表1、筆者作成)の通りとなる。

4 会社を設立するための手続

設立のための許可の要否、設立のための登記手続に分けて考えると理解しやすい。

要点をまとめると図表3(筆者作成)の通りであり、これがエッセンスである。



(1) 設立のための許可の要否

まずは、2つのネガティブリスト(外商投資ネガティブリストと市場参入ネガティブリスト)(前述)に該当するかを検討しなければならない。

外商投資ネガティブリストで投資が禁止されている場合(例えば、義務教育、報道機関、書籍等の出版)には、そもそも投資ができない(法28条1項、実施条例33条)。外商投資ネガティブリストにより投資が制限されている場合(例えば、出版物の印刷は中国側の持分支配、就学前教育は中国側の主導、医療機関は合併または合作)にはその条件に合致しなければならない(法28条2項、実施条例33条)。この条件に合致しているかは「関連主管部門」が判断する(実施条例34条)。関連主管部門とはその業種を管轄する主管部門である。関連主管部門と呼ばれたり(法30条、実施条例34条)、業種主管部門と呼ばれたりする(例えば、外商投資企業登記登録業務1(1))。

外商投資ネガティブリストに該当する場合は、市場参入ネガティブリストにも該当する(外商投資ネガティブリストの業種は、市場参入ネガティブリストの業種に包含される)。市場参入ネガティブリストには、主管部門が定められている(例えば、印刷は国家新聞出版署、教育は教育部、医療機関は国家衛生健康委員会)。この業種主管

部門が許可申請を審査して許可(原文も「許可」)を与える(法 30 条、実施条例 34 条、35 条)。これが「経営許可証(中国語も同じ)」である。

外商投資ネガティブリストに該当しない場合は、外資を内資と同じ条件で管理する(法 28 条 3 項)ので、市場参入ネガティブリストに該当するかを検討しなければならない。

① 市場参入ネガティブリストに該当する場合は、内資でも外資でも業種主管部門の許可が必要である。

② 市場参入ネガティブリストに該当しない場合は、内資でも外資でも許可が不要である。多くの製造業がこれにあたる。サービス業でも、卸売や小売(商業企業)、物流、人材仲介、ファイナンスリース、不動産業等は、許可が不要である。よって、市場監督管理部門ですぐに登記ができる。この場合は、商務部門への届出も不要であり、会社設立の登記を市場監督管理部門で行えば、その情報が商務部門に転送されて、商務部門への報告が行われる。

(2) 設立のための登記手続

企業を設立するためには、登記機関である市場監督管理部門で設立登記をして営業許可書(中国語は営業執照)の交付を受けることが必要である。これにより企業は法人格を取得する。この時点が企業の設立時期である(会社法 7 条)。

中国における登記手続については、従前は、会社、企業、パートナーシップ等の種類ごとに登記規則が定められており煩雑であった。国務院が 2021 年 7 月に公布した「市場主体登記管理条例」[市场主体登记管理条例](2022 年 3 月施行)は、従来の複数の登記規則を統合して登記手続を統一した。

外商投資企業のための登記手続については、ネガティブリストと合致させなければならないので、国家市場監督管理総局が「外商投資法の徹底実施による外商投資企業登記登録業務の遂行に関する通知」[关于贯彻落实外商投资法做好外商投资企业登记注册工作的通知](2020 年 1 月施行)を制定している。その具体的な手続をまとめると、図表 3 の通りである。

登記機関(役所の名称としては、市場監督管理局)は、登記申請資料について形式審査を行う。設立のための許可が要らない場合、すぐに登記が行われる。

設立のために業種主管部門の許可が要る場合(市場参入ネガティブリストに該当する場合)には、登記機関(市場監督管理局)がその許可をどう確かめるかが問題になる。これは、外商投資ネガティブリストに該当するか、経営許可証をいつ取得すべきか(会社設立の前か後か)、により手続きが異なる。

外商投資ネガティブリストに該当する場合は、市場参入ネガティブリストに該当するので、業種主管部門の許可が必要になる。但し、会社設立前に経営許可証が不要な場合が多い(例えば、印刷、航空、電信、教育、医療)。企業登記事前審査認可事項目録に記載のある 35 種類の場合(出版、銀行・保険・証券会社の設立など)に限り、企業登記前に許可証の取得が必要となる(企業登記事前審査認可事項目録の調整に関する通知[关于调整企业登记前置审批事项目录的通知]、国家市場監督管理総局 2021 年 3 月施行)。

外商投資ネガティブリストにも、市場参入ネガティブリストにも該当しない場合は、設立に許可が不要であるから、登記機関(市場監督管理局)はすぐに登記手続を行う。多くの製造業や、商業企業がこれにあたる。自動車の製造は外商投資ネガティブリスト(2020 年版)に記載されていたが(第 8 項)、同リスト(2021 年版)では削除されたので、この分類にあたる。

(3) 検索システム

2 つのネガティブリストに該当するかを個別に調べることは、手間がかかる。そこで、中国政府(国家市場監督管理総局)は、コンピューターを使って検索できるようなシステムを開発しつつあり、試験的に運用されている。これは、「経営範囲規範調査システム」(原文は、「经营范围规范表述查询系统」(<https://jyfwyun.com/home>))の試用版である。

例えば、自動車の製造(原文は、道路机动车辆生产)と入力すれば、設立後に許可(原文は、后置许可)と表示されるので、許可は必要だが設立後の許可で良いことがわかる。

これは非常に便利なシステムである。筆者は必死で図表 3 を作成したが、このシステムはそのプロセスを一瞬にして解読し必要な手続を示すものである。まだ試用版であるが、今後さらに使い勝手が良くなっていくと予想さ

れる。

(4)会社の名称

会社を設立するためには、会社の名称が必要である。人間の場合は誕生してから名前を付けるが、会社の場合は誕生する際に名前が必要である。

以前は、会社を設立するためには、名称について工商行政管理局の事前審査確認を得なければならなかった(会社登記管理条例 17 条、2022 年 3 月に失効)。企業名称についても制度改革が進み、国務院は「企業名称登記管理規定」を改正した(2021 年 1 月公布、同年 3 月施行)。これにより、**企業名称は、事前審査確認制度から自主申告制度に変更された**(企業名称登記管理規定 16 条)。

企業は自身の判断で名称を選択し、市場監督管理局が構築した「企業名称申告システム」を通じて、その名称について照会を行い、企業名称の登記を申請できるようになった。企業登記機関(市場監督管理局)は、企業名称が規定に違反することを発見した場合は登記を拒否したり、是正命令を出したりできる。

企業名称は、行政区画(中国の省や市の名前)、屋号、業種(何をする会社か)、組織形態(有限公司など)の順序で構成される(同 6 条)。企業名称に、中国、中華中央、全国等の文字を含む場合には、審査が厳格になる。企業名称申告システムを通じて提出した企業名称は 2 か月間(設立に許可がある場合は 1 年間)保留されるので、企業はこの期間内に設立登記を行う(同 18 条)。

5 まとめ

中国では法令はどんどん**進化**する。中国投資の方法についても、同様である。しかも、「経営範囲規範調査システム」のように、便利なツールが新たに作られている。中国法から**目が離せない**。

以上

Ⅲ 中国法令アップデート

最新中国法令の解説

- ✓ 今月号の法令としては、「市場参入ネガティブリスト(2022年版)」が注目である。市場参入ネガティブリストは内外資を問わず全ての企業に適用される投資ネガティブリストであり、外国企業が中国における投資を検討する際には、外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)に加えて本リストも確認する必要がある。なお、中国投資に関する全般的な手続(本リストの位置付け等も含む)については、今号のLawyer's Eyeの解説も是非御覧いただきたい。
- ✓ 電子タバコの生産、販売、輸入等を規制する「電子タバコ管理弁法」が5月1日から施行されるのも注目である。
- ✓ その他には、意見募集稿段階ではあるが、「未成年者ネットワーク保護条例(意見募集稿)」の公表がなされている。中国では未成年者のネット中毒等が社会問題化しているところ、未成年者ユーザーの保護等を目的としている。同条例は未成年者の個人情報の取扱い規制も含んでおり、正式公布された場合の実務的なインパクトは大きいと思われる。

公布済み法令

<憲法・行政法>

行政賠償案件の審理における若干問題に関する規定

[ポイント] 本規定は、行政賠償事件の公正な審理を保証し、行政機関の行政賠償義務を監督等するため、「国家賠償法」等の法律に基づいて制定された司法解釈である。本規定は、1997年4月29日施行の「行政賠償案件の審理における若干問題に関する規定」(以下「旧規定」という。)を基礎として制定され、本規定の施行(2022年5月1日)により、旧規定は廃止される。旧規定は行政賠償事件実務において重要な役割を果たしてきたが、旧規定の施行後、「国家賠償法」等の関連法令が改正され、また、関連法令の規定内容の一部不明確な部分があるといった問題が指摘されていた。本規定は、これらの問題に対応するために規定されたものであり、主な内容は以下のとおりである。

1. 行政機関が賠償義務を負う場合について、「国家賠償法」上、包括的な権利侵害行為条項として、「その他の違法行為」と規定されているが(第3条第5号、第4条第4号)、その範囲は旧規定において必ずしも明確に定められていなかった。本規定は、「その他の違法行為」には、①法定の職責の不履行行為、及び②行政機関等の行政上の職責の履行過程における、法律効果を生じないが事実上公民等の人身権、財産権等の適法な權益を害する行為、の2類型が含まれると定め、「その他の違法行為」の範囲が明確化されている。
2. 「国家賠償法」上、財産権侵害の場合における賠償範囲として「直接損失」が規定されているが(第36条第8号)、「直接損失」の範囲は必ずしも明確ではなく、旧規定にも特に規定はなかった。そのため、「直接損失」該当性は、行政賠償事件実務上、裁判官の裁量により判断されていた。本規定第29条は「直接損失」に該当する項目を列挙し、例えば、預金利息、貸付利息及び現金利息(第1号)といった項目が明記されている。
3. 行政賠償事件の審理において、原告は自己の主張(行政機関の違法行為による損害等)につき立証責任を負うが(国家賠償法第15条、旧規定第32条)、原告の立証責任を軽減するため、①被告側の原因により原告が立証するすべがない場合、又は②人身の自由の制限期間中に身体傷害を受けたと原告が主張する場合において、被告が損害と違法行為との間の因果関係を否定するときは、被告が立証責任を負うと規定されており(第11条、第12条)、一定の状況において原告の立証の負担が軽減されている。

そのほか、本規定の公布と同時に、最高人民法院より行政賠償事件の参考事例(9件)が公表されている。例えば、①建物が違法に収用された場合、被収用者が取得すべき賠償額は賠償時の被収用建物の市場価格を下回ってはならないと判断された事例、②建物が違法に収用された場合において、建物価格が比較的急に上昇したときは、賠償額の基準は、違法行為の発生時点ではなく、裁判所が評価委託をした時点とすべきと判断された事例等、建物収用に関する事例が複数公表されている。中国では、ここ数年、土地の収用・開発に伴うトラブルが問題になっており、今後も土地収用に関する紛争が少なからず生じると考えられるため、上記参考事例は今後の行政賠償事件において参照価値を有すると思われる。

[原文] [关于审理行政赔偿案件若干问题的规定](#) (法释(2022)第10号)

[公布/公表機関] 最高人民法院(最高人民法院)

2022年3月20日公布、2022年5月1日施行

執筆担当: 日本弁護士 芳賀洋一

<会計・税務>

小規模納税義務者に対する増値税免除等の徴収管理事項に関する国家税務総局の公告

[ポイント] 本公告は、小規模納税義務者(年間の計算対象売上高が50万人民元以下又は80万人民元以下(業態に応じて異なる)であり、一般納税者として扱うことを申告していない事業者。一般納税者の納税額が売上増値税から仕入増値税を控除した額となるのに対して、小規模納税義務者は売上額に一定の税率(通常3%)を乗じた額の増値税額を支払う義務を負う。)の納めるべき増値税を免税とする旨の公告であり、2022年4月1日から2022年12月31日までの間の収入が対象となる。すでに小規模納税義務者の税率は3%から1%に軽減され(2020年3月1日施行の「個人事業者の業務再開を支援する増値税政策に関する公告」及びその後には発布された同公告の有効期間を延長する旨の公告)、かつ月売上高が15万人民元以下となる事業者については免税とされていた(2021年4月1日施行の「増値税小規模納税人に対する増値税の免税を明確化する政策に関する公告」)が、本公告により小規模納税義務者については上記に限らず全体的に増値税が免税とされることとなった。

[原文] [国家税务总局关于小规模纳税人免征增值税等征收管理事项的公告](#) (国家税务总局公告2022年第6号)

[公布/公表機関] 財政部、税務総局(財政部、税务总局)

2022年3月24日公布、2022年4月1日施行

執筆担当: 日本弁護士 徳山剛史

<経済諸法>

「中華人民共和国不正競争防止法」の適用の若干問題に関する解釈

[ポイント] 本司法解釈は、不正競争防止法(以下「法」という。)についての司法解釈を示すものであり、主に、不正競争防止法の適用範囲や定義(法第2条)、混同行為(法第6条)、虚偽宣伝(法第8条)、インターネット不正競争行為(法第12条)等の規定の詳細化を図ったものである。

特に、不正競争防止法の適用範囲に関して、本司法解釈は、経営者が市場競争秩序を乱し、他の経営者又は消費者の適法な權益に損害を与え、不正競争防止法又は特許法、商標法、著作権法等違反の事情があった場合に、不正競争防止法を適用することができることを明示し、いわゆる知的財産権違反の事件においても不正競争防止法が適用されうることを明確化した。

また、混同行為については、11もの条文を設けて不正競争防止法の具体的な解釈を示している。すなわち、法6条各号に定める「一定程度の影響」が認められる具体的な状況や、「商品に認められる顕著な特徴」が認められない状況とその判断基準、その他法第6条各号の解釈を示した。加えて、商標法によって保護されない商標については不正競争防止法によっても保護されないことを示して、商標法と整合的な解釈を示した。さらに、登記

上の企業名称についても、不正競争防止法の保護対象であることを明記した。

その他にも、虚偽宣伝に関しては人を誤解させる商業宣伝活動の内容を明示した。また、インターネット不正競争行為に関しても、強制スキップ等がインターネット不正競争行為に該当することを明示した。

本司法解釈の施行により、旧司法解釈である「最高人民法院による不正競争の民事案件への適用法律問題に関する若干の問題についての解釈」(法釈〔2007〕2号)は廃止される。

[原文] 关于适用《中华人民共和国反不正当竞争法》若干问题的解释 (法释〔2022〕第9号)

[公布／公表機関] 最高人民法院(最高院)

2022年3月16日公布、2022年3月20日施行

執筆担当: 日本弁護士 藤本博之

市場参入ネガティブリスト(2022年版)

[ポイント] 市場参入ネガティブリストの2022年版が公布された(2021年10月には同リストの2021年版の意見募集が行われていたが、同リストが今回2022年版として公布された。)。市場参入ネガティブリストは内外資を問わず全ての企業に適用されるリストであり、外商投資企業が中国における投資を検討する際には、外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)に加えて本リストも確認する必要がある。

旧版である2020年版では参入禁止産業が5項目、参入許可産業が118項目であったが、2022年版では、参入禁止産業が6項目、参入許可産業が111項目となった。

参入禁止産業に追加されたのは、「ニュースメディア関連業務」である。ニュースメディア産業については従前より個別の法令による参入規制が存在しているが、本リストへの記載により投資が禁止される範囲がより明確化されている。参入許可産業については7つの項目が削除されているが、項目の整理が進められてより大きな参入許可産業の項目に統合されるなどしており、単純に7つの業界が自由化されたというわけではない。また、追加・削除の対象となっていない参入禁止産業・参入許可産業についても、複数の項目で種々の調整が行われていることに留意を要する。

なお、本リストの発行に関する通知において、中央政府は、「全国単一リスト」管理を徹底する旨を強調し、各地方の各部門が独自のネガティブリストを作成することを禁じている。また、本リストの違反状況の取りまとめを行い、四半期ごとに違反の典型案件を報告し、「信用中国」のウェブサイト(<https://www.creditchina.gov.cn/>)等を通じて社会に公表するなどし、厳格に取り締まることとしている。本リストに関する政府の監督管理責任の切実な履行のために、独占禁止に関する監督管理を強化すべきとしている点も、注目すべき点と言える。

[原文] 市场准入负面清单(2022年版) (发改体改规〔2022〕397号)

[公布／公表機関] 国家发展改革委员会・商務部(发改委・商務部)

2022年3月12日公布、同日施行

執筆担当: 日本弁護士 唐沢晃平

<社会法>

電子タバコ管理弁法

[ポイント] 本弁法は電子タバコの生産、販売、輸入等の管理に関するものである。中国では、煙草の生産、販売、輸出入は国によって管理され、煙草事業を行う場合には当局より煙草専売許可証を取得した上で関連事業を展開する煙草専売許可証制度が実施されている。電子タバコの管理監督については、今まで「煙草専売法实施条例」、未成年保護関連法等の法令にて巻きタバコ等の伝統的な煙草の関連規定を参照する旨の規定が見られるが、系統的かつ全面的な規定はなかった。電子タバコの品質低下、未成年などへの販売等の問題も近年顕著になっている。

本法令は全面的かつ包括的に電子タバコの生産、販売、輸出入の管理監督を規定している。以下に簡単に説明する。

まず、電子タバコの生産、販売について、伝統的な煙草と同様に許可証管理制度が実施され、煙草専売主管部門より電子タバコを生産、卸売り又は小売り許可証制を取得した上で関連事業を展開する。電子タバコの販売について、電子タバコ取引管理プラットフォームが構築され、電子タバコの販売、仕入等の調達はそのプラットフォーム上で行わなければならない。電子タバコの品質管理について、煙草専売主管部門により電子タバコ製品の技術審査評価、製品への追跡制度が実施される。

また、海外から輸入される電子タバコは、中国国内の電子タバコと同様に煙草専売主管部門の監督を受ける。まず、海外より電子タバコを輸入する場合に、その輸入量は煙草専売主管部門に申請する必要がある。また、輸入される電子タバコは、上記の技術審査評価を受ける必要があり、その販売も上記の電子タバコ取引管理プラットフォームで行われる必要がある。

[原文] 电子烟管理办法（国家烟草专卖局公告 2022 年第 1 号）

[公布／公表機関] 国家烟草专卖局(国家烟草专卖局)

2022 年 3 月 11 日公布、2022 年 5 月 1 日施行

執筆担当:北京事務所顧問 李彬

医療機器生産監督管理弁法

[ポイント] (医療機器に関する基本法である)「医療機器監督管理条例」の 2021 年改正に合わせて、本弁法(2017 年 11 月 17 日改正版)も全面的に改正され、2022 年 5 月 1 日から施行される。本弁法は、「医療機器監督管理条例」で確立された「医療機器製造者」と「医療機器市販承認取得者」が同一でなくてもよいという制度に合わせて、医療機器の製造許認可の取得要件を改正した。また、委託生産について、改正前は一つの医療機器について同時に複数の企業に委託することができなかったが、改正後はその制限を撤廃した。その他、医療機器製造の品質管理を強化する趣旨で、「医療機器製造者」又は「医療機器市販承認取得者」に対して、サプライヤーの審査評価制度や原材料の検収記録制度の整備、医療機器出荷審査や市販審査を要求するほか、管轄部署宛ての細かい報告を要求している。具体的には、(1)3 月 31 日までに前年度の品質管理の自主検査報告、(2)製造する医療機器の種類報告、増加する場合は 30 日前に管轄部署に報告、(3)生産条件の変化により医療機器の品質に影響を与える場合の報告、(4)連続 1 年以上生産停止した後再度生産開始時の報告がある。

[原文] 医疗器械生产监督管理办法（国家市场监督管理总局令第 53 号）

[公布／公表機関]国家市场监督管理总局（国家市场监督管理总局）

2022 年 3 月 10 日公布、2022 年 5 月 1 日施行

執筆担当:中国弁護士 胡 絢静

医療機器経営監督管理弁法

[ポイント] 本弁法も「医療機器生産監督管理弁法」と同様に、「医療機器監督管理条例」の 2021 年改正に合わせて全面的に改正され、2022 年 5 月 1 日から施行される。本弁法は医療機器の販売を携わる企業に必要な許認可の取得、販売活動における品質管理を定めたものである。医療機器は医療機器分類目録においてリスクの低い順から高い順で第 1 類、第 2 類と第 3 類に分類されるところ、第 3 類についてのみ経営許認可が必要であり、第 2 類については届出で足り(製品の安全性や有効性が流通過程で影響を受けない第 2 類は届出が免除される)、第 1 類は許認可と届出のいずれも不要とされている。医療機器販売企業の品質管理について、(1)仕入れ、検収、保管、販売、輸送、アフターサービスの過程において品質管理制度を整備すること、(2)正確な仕入れ情報を記録し、医療機器の有効期限満了後 2 年(有効期限のないものは 5 年以上)保管すること、(3)第 2 類、第 3 類の卸業者、第 3 類の小売業者は、販売情報を記録し、医療機器の有効期限満了後 2 年(有効期限のないものは 5 年以上)保管することが要求される。

[原文] 医疗器械经营监督管理办法（国家市场监督管理总局令第54号）

[公布／公表機関] 国家市场监督管理总局（国家市场监督管理总局）

2022年3月10日公布、2022年5月1日施行

執筆担当：中国弁護士 胡 絢静

草案・意見募集稿等

未成年者ネットワーク保護条例(意見募集稿)

[ポイント] 国家インターネット情報弁公室は、2022年3月14日に未成年者のネット保護条例(意見募集稿)を公布した。本意見募集稿の主な内容は、ネット情報の内容の規範化、未成年者の個人情報の保護、未成年者のネット中毒の予防と治療の強化を含む。

1. ネット情報の内容の規範化

①情報の提示

ネット製品とサービスに未成年者が安全でない行為を模倣し、公衆道徳の行為に違反し、不快な気持ちを生じ、良くない嗜好を育てるよう誘発または誘導するなど未成年者の心身・健康に影響を及ぼす可能性のある情報を含む場合、当該情報を作成、複製、発表、伝播する組織と個人は、情報の展示前にこれをはっきりと提示しなければならない。

②「ネットいじめ行為」の規制

いかなる組織と個人も、ネットを通じて文字、画像、音声動画などにより、未成年者に対して侮辱、誹謗、脅迫または悪意のあるイメージ毀損などの「ネットいじめ行為」をしてはならない。

2. 未成年者の個人情報の保護

①情報発信、インスタント通信

インターネットサービスプロバイダは、未成年者に情報発信、インスタント通信などのサービスを提供するにあたって、サービスの提供を確認する際に、未成年者またはその保護者に未成年者の正確な身元情報を提供するように要求しなければならない。未成年者またはその保護者が未成年者の正確な身元情報を提供しない場合、ネットサービス提供者は未成年者に関連サービスを提供してはならない。

②機微な個人情報の処理

個人情報処理者は、未成年者の機微な個人情報を処理する場合、特定の目的と十分な必要性を有し、厳格な保護措置を取らなければならない。事前に個人情報保護影響評価を行い、処理状況を記録する。法に従い機微な個人情報の処理の必要性和個人の権利・利益への影響を告知し、個別の同意を得る。個人情報保護影響評価報告書と処理状況記録は少なくとも3年間保存しなければならない。

3. 未成年者のネット中毒の予防と治療

①「青少年モード」

ネットゲーム、ネットライブ配信、ネット音声動画、ネットソーシャルなどのネットサービス提供者は未成年者に対してそのサービスの使用にあたり「青少年モード」を設け、利用時間帯、時間の長さ、機能と内容などの面で国の関連規定と基準に従いサービスを提供し、保護者が保護責任を履行するために時間管理、権限管理、消費管理などの機能を提供しなければならない。

②実名制

ネットゲームサービス提供者は、未成年者ユーザーに正確な身元情報を提供して登録・使用するよう要求し、国が構築した一元化された未成年者ネットゲーム電子身元認証システムなどの必要な手段を通じて正確な身元情報を検証しなければならない。未成年者のユーザーが正確な身元情報を提供して登録・使用しない場合、ネットゲームサービスプロバイダはサービスを提供してはならない。すでにサービスを提供している場合は、直ちにサービスを終了し、アカウントを削除しなければならない。

[原文] 未成年人网络保护条例（征求意见稿）

[公布／公表機関] インターネット情報弁公室（互联网信息办公室）

（意見募集期間：2022年3月14日公布～2022年4月13日）

執筆担当：北京事務所顧問 李 加弟

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞



中国万感



月子センター生活感想

上海オフィス顧問 銭 一帆

中国には、「坐月子」(ツオ・ユエ・ツ)という独特な慣習があり、その起源は紀元前 202 年の漢の時代まで遡るといわれ、2000 年以上の歴史がある。坐月子とは、産後 1 か月～42 日の間、産婦にゆっくり休養を取らせる行為を指す。「月子」(ユエ・ツ)とは、この期間を表す単語である。また、この期間中、産婦には「風にあたってはならない」、「冷水に触れてはならない」、「髪を洗ってはならない」等様々な禁止事項があり、坐月子をきちんとを行わないと老後に後遺症が残るとも言われている。昔はさらに「歯磨きをしてはならない」とまで言われていたが、最近はより科学的になった。「坐」(ツオ)はまさにこの厳しさを表す動詞であり、日本語では「じっと座っている」という意味である。坐月子のやり方には、主に 2 種類存在する。一つは「月嫂」という専門の看護師を雇い、自宅で行う方法で、もう一つは「月子会所」(月子センター)といわれる専門機関にて行う方法である。筆者は、今年の 2 月に子供が生まれ、妻と一緒に月子センターに泊まることとなったので、そこでの体験と諸事情を紹介したい。

1. 月嫂

「月嫂」(ユエ・サウ)とは、看護師資格を有する、産婦と赤ちゃんを看護する女性看護師の俗称である。「月」は月子を表す単語であり、「嫂」は義理の姉(兄の妻)という意味で、看護師に対する親しみを表す単語である。月子センターにおいても、産婦の看護は月嫂にて行われる。この場合、月嫂は一旦月子センターの運営者と契約を締結し、その従業員となる。実際、月嫂は産婦の体を拭く、赤ちゃんに粉ミルクを授乳することから、洗濯掃除まで様々な仕事を担当するため、夫と父としてやれることは少ないので、精神面において支えることが大事である。

2. 環境

月子センターは、居宅等を改造したものも散見されるが、ホテル等をベースとするものが多い。筆者たちが泊まっていたものは、アパートメントホテルを改造したもので、1LDK でベランダ付きの部屋であった。月嫂は普段リビング(左)で 24 時間赤ちゃんを看護し、産婦は基本ルーム(右)で休息をとる。部屋以外に、乳腺マッサージ等を行うための看護施設等も設けられているが、男性の立入りが禁止されている場所であったため、見ることはできなかった。



産婦は基本ルーム(右)で休息をとる。部屋以外に、乳腺マッサージ等を行うための看護施設等も設けられているが、男性の立入りが禁止されている場所であったため、見ることはできなかった。



3. 月子餐



月子センターでは、「月子餐」(ユエ・ツ・ツァン)が提供される。月子餐とは、産婦向けの栄養料理を指すもので、「三餐三点」(食事三食+デザート三品)で提供される。月子餐が美味しいかどうかは、月子センターを選択するうえで重要な基準でもある。通常、月子餐は非常にボリュームがあり、産婦一人では到底食べきれないので、夫が残り物を食べることも多い。結果、月子の期間に夫の方が太ることが多くみられる。なお、月子餐は産後用の食事であるため、油分・塩分・糖分が控えられている。このため、筆者は初めて食べたときは美味しいと思ったが、何回か食べた後はだんだんと濃いめの味を求めるようになってしまった。

4. 付加価値サービス

月子センターでも月嫂により看護が行われるが、月嫂を自宅に招き入れることに比べて最も大きなメリットはその付加価値サービスである。例えば、筆者たちが泊まっていた月子センターには下記のサービス等がある。

- (1) 診断サービス: 産婦人科と小児科の医師による定期検査
- (2) 産後ケア: 乳腺マッサージ等専門の産後ケア施設・スタッフによるケアサービス
- (3) 栄養配合: 専門の栄養士による産婦の個人的な事情に基づいた月子餐のメニューの選択
- (4) 水泳: 赤ちゃん専用プールの提供

5. 感想

以上が筆者が体験した月子センターの生活である。もちろん、男性目線での体験で、女性が経験した苦労は到底表せないと思っている。男性として、夫として、妻には大変感謝しており、今後も支えていく所存である。

以上

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 射手矢 好雄(yoshio.iteya@amt-law.com)
 - 弁護士 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 中国弁護士 屠 錦寧(tu.jinning@amt-law.com)
 - 弁護士 尾関 麻帆(maho.ozeki@amt-law.com)
 - 弁護士 横井 傑(suguru.yokoi@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。